

# 神戸市消防局 救急情報システム構築支援業務 仕様書

## 1 業務名

神戸市消防局 救急情報システム構築支援業務

## 2 本業務の背景

### 2.1 背景と目的

#### 2.1.1 背景

神戸市の令和5年中の救急出動件数は99,683件で過去最高を更新し、今後も救急件数は11万件程度まで増加する事が予想されている。また、救急救命士が行う救急救命処置は年々拡大し、平成26年度からはショック状態など重度傷病者への輸液、血糖測定及び低血糖傷病者へのブドウ糖溶液の投与など、非心肺停止傷病者に対する高度な救急救命処置も認められる事となった。救急業務への要求は量・質共に年々高まっており、この流れは今後も継続すると予想される。

#### 2.1.2 現状と課題

救急業務が始まってから70年以上、現場活動や事務処理の基本的な流れ・方法は変わっておらず、救急業務は前時代的で非効率なまま実施されている。これらの状況から、救急隊員の業務量、業務負担は無視できないレベルに達しており、速やかな対応策を講じる必要に迫られている。

#### 2.1.3 目的

救急業務にデジタル技術を導入することで、業務の効率化と現場活動の質向上を目指すことを目的とする。本業務は、これらを達成するためのシステム上の業務処理内容及び手順等について調査分析・検討を行い、基本構想に集約するとともに、システム構築の調達において複数のシステムメーカーの参画による公平かつ公正で透明性の高い事業者選定を実現させることを目的とした事業である。事業全般において、独立かつ専門的視点に立ち、多方面からの情報収集と情報分析、内容の事前・事後調整のノウハウを有する外部専門家・コンサルティング事業者の支援を求める。

### 2.2 考慮事項

本業務においては、下記内容及びその影響を考慮する必要がある。

2.2.1 「救急業務のあり方に関する検討会<sup>1</sup>」で議論されている救急業務のICT導入、DX推進等、総務省消防庁ほか国の省庁の動き。

2.2.2 「消防指令システム等の相互接続に関する研究会<sup>2</sup>」で示されている指令の共通インターフェース策定等、総務省消防庁ほか国の省庁の動き

2.2.3 「デジタル田園都市国家構想交付金<sup>3</sup>」等、内閣府ほか国の省庁の動き。

2.2.4 他地方公共団体の救急業務のICT導入、DX推進等の動き

## 2.2.5 神戸市役所内のデジタル化推進の動き

<sup>1</sup>総務省消防庁が設置する「救急のあり方検討会」や他検討会全般を指す。令和5年には「救急隊員の職務環境に関する調査・検討（報告）」が発表されており、DX化推進の動きが示されている。下記を参照のこと。

[https://www.fdma.go.jp/singi\\_kento/kento/items/post-134/02/shiryoku2.pdf](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-134/02/shiryoku2.pdf)

<sup>2</sup>総務省消防庁 H29 設置「消防指令システム等の相互接続に関する研究会」を指す。当該研究会の検討結果である報告書（全文）（平成31年3月28日発表）については下記を参照のこと。

[https://www.fdma.go.jp/singi\\_kento/kento/kento235.html](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/kento235.html)

<sup>3</sup>内閣府がデジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する観点から、「デジタル田園都市国家構想交付金」により、各地方公共団体の意欲的な取組を支援する取り組み。下記を参照のこと。

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html>

## 3 業務の概要

本業務は、令和8年度の運用開始を予定している救急情報システムを、前項記載の内容を踏まえ、業務の効率化と現場活動の質向上を達成するとともに、堅牢性を備える安定したシステムとして構築するための事前作業の支援業務である。

まず前提として、支援業務が開始されるまでに、第一回目の情報招請は終了しており、第二回目の情報招請実施中に支援業務が始まることを想定している。

基本構想書は当市職員が策定するため、補助、助言を行う。

情報招請後、構築費用概算予算額を算出、システムの具体的な要求水準を検討し、複数のシステムメーカーの入札参加が可能なシステム調達仕様書の作成、更新事業費の積算及び総合評価落札方式入札における技術提案評価基準の検討と必要な図書類の作成を行う。

また、総合評価落札方式で行うシステム業務調達に際し、調達事務に必要な書類と提案事業者からの質問に対する回答案を作成するとともに、提案評価段階での技術提案評価に関する各種説明及びアドバイスを評価委員に対して行う。

さらに、消防指令・情報システムとの連携のために必要な開発調整を、落札した事業者と行う。

上記業務の詳細については、下記「6 業務の詳細」に示す。

## 4 契約内容

### 4.1 期間

契約日から令和8年3月31日（火）まで

なお、業務期間内のスケジュール、具体的な業務方法等については、提案内容を参

考に、本市と受託者が協議の上、別途定める。

#### 4.2 業務実施場所

本業務の作業場所、その他必要となる環境については、受託者の負担により用意するものとする。ただし、必要に応じて本市が指定する場合がある。

### 5 業務実施計画と作業体制

#### 5.1 業務実施計画とその管理

受託者は、本業務を遂行するにあたり、別紙1「消防局想定スケジュール」を勘案の上、着手時に業務実施計画にかかる書面（「業務実施計画書」）を契約締結後2週間以内に作成・提出し、本市担当者と協議の上内容を確定すること。なお、業務実施には体系だったプロジェクト管理手法を用いて、適切なスケジュール管理、課題管理及び情報管理等を実施すること。

また、業務実施計画に変更が生じた場合には、速やかに変更後の内容について本市担当者と協議の上、変更後の内容をまとめた業務実施計画書を提出し、協議後、承認を得て業務を履行すること。

#### 5.2 業務体制

本業務に従事する者は2名以上とし、これらの者のうちから、下記の役割を担うプロジェクトマネージャを1名以上指定すること。なお、受託者において適切に役割分担を行い、繁忙期への対応等に支障のない体制をとること。

また、本市の求めに応じて、調整の上、適切な時機に来庁又は協議可能な体制、その他必要な業務を実施できる体制をとること。

プロジェクトマネージャは、プロジェクトメンバーを掌握し、本業務の責任者として進捗・課題管理を行い、本市と協議の上で本業務の方向性について司ること。月次報告に出席し、本業務の進行状況について報告すること。

#### 5.3 業務体制表

受託者は、約款第14条に基づく書面として、契約締結後2週間以内に、業務体制、従事者名及び連絡先について記載した「業務体制表」を作成し、本市担当者に提出すること。

再委託を必要とする場合は、業務体制表に再委託先を明記し、再委託業務の範囲を明記すること。また約款に基づき必要な手続をとること。

なお、業務体制に変更があった場合は、約款第14条第2項によるほか、本市の承認を得て業務を履行すること。

#### 5.4 資格要件

5.4.1 本業務に従事する者については、下記の要件を満たす者であること。

＜プロジェクトマネージャ＞

・情報システム分野で10年以上の実務経験を有すること。

- ・国又は自治体のシステムに関して専門的な知見を有していること。
- ・業務標準化に関する知見、自治体クラウドに関する知見を有していること。
- ・情報システム調達業務に必要な知見とノウハウを有していること。

<プロジェクトメンバー（全員でなくともよいが、各条件を満たすものが1名以上従事すること。）>

- ・国又は自治体のシステム業務について専門的な知見を有していること。
- ・業務標準化に関する知見、自治体クラウドに関する知見を有していること。

5.4.2 本業務に従事する者のうち、少なくとも1名以上が下記の要件を満たす者であること(役割を問わない)。

・独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施する高度試験（「IT ストラテジスト」、「システムアーキテクト」、「プロジェクトマネージャ」、「IT サービスマネージャ」、「システム監査技術者」、「ネットワークスペシャリスト」、「データベーススペシャリスト」、「エンベデッドシステムスペシャリスト」、「情報処理安全確保支援士」等）、又は一般社団法人 PMI 日本支部が実施する PMP、若しくは EXIN(Examination Institute for Information Science)等が実施する「ITIL エキスパート」「ITIL マスター」の資格又は本市が同等と認める資格を有していること。記載以外の資格については、具体的な資格の名称及び資格認定機関の名称を添えて申し出ること。また本市が同等と認めるか否かについては、別途定める本業務委託公募型プロポーザル実施要領に記載した、質問受付期間中に質問項目として問い合わせること。

## 6 業務の詳細

受託者は、下記に示す事項について支援すること。なお、受託者がこれらの支援をより効果的に実施することを目的に、受託者の経験や実績に基づく追加及び改善を提案する場合には本市と協議すること。

### 6.1 救急情報システム基本構想書策定補助・助言

本市担当者が策定する基本構想書について、完成予定の令和6年11月30日まで、担当者の求めに応じて、補助・助言を行うこと。なお、構想書に示す具体的な内容は、以下の通りとする。

#### 6.1.1 システム内の業務範囲（業務基本要件及びシステム化範囲）の検討・整理

システムの装置構成や概略機能を見極めるため、令和5年度「救急課外部システム構築専門部会提言書」を参照し業務基本要件及びシステム化すべき業務範囲について、整理・検討すること。なお、この令和5年度「救急課外部システム構築専門部会提言書」は法人等情報を含むため、委託契約締結後に公開するものとする。

##### ①対象となる業務

システムの対象業務項目は、現在稼働している消防指令・情報システム内で処理している業務のうち、救急業務に関わるものと、医療機関との連携業務

②検討に際して考慮すべき事項

ア 救急活動を支援するシステムにおいて考慮すべき事項

- (ア) 指令情報を取り込む方法
- (イ) 医療機関の受入状況や他隊の活動状況を確認する機能
- (ウ) 医療機関との傷病者情報共有機能
- (エ) 医療機関への一斉通知機能
- (オ) 映像情報の充実

③傷病者情報記録、活動後の医療機関との情報共有において考慮すべき事項

- ア 傷病者情報記録が携帯端末で容易に行える機能
- イ 初診時診断結果の共有方法
- ウ 事後検証やウツタイン調査の情報共有方法

④システム間連携方策

- ア 消防指令システムとの連携
- イ 消防 OA システムとの連携
- ウ Mefis、県医療システム等、外部機関構築のシステムとの連携
- エ その他必要な連携

### 6.1.2 業務フローの検討・整理

6.1.1 で整理した内容をもとに、取扱う業務のシステム上の業務フローを、令和5年度「救急課外部システム構築専門部会提言書」を参照して整理すること。

①救急活動を支援するシステムにおいて考慮すべき事項

- ア 指令情報取得の容易性
- イ 機器の操作性及び視認等の容易性
- ウ 傷病者情報記録の容易性と迅速性
- エ 医療機関との情報の共有化及びリアルタイム化

②消防 OA システム連携において考慮すべき事項

システム内に蓄積した傷病者情報、活動記録を消防 OA システムに反映する際の容易性

### 6.1.3 ネットワーク構成図

どのようなネットワークを構成すべきかをまとめること。

### 6.1.4 データ出力形式及び帳票等のレイアウト

データベースからデータを抽出する際のデータ出力のあり方、帳票レイアウト等の方向性をまとめること。

### 6.1.5 システム機器・設備の構成要件

①理論上想定される必要なサーバ等(メインフレーム型、分散型、クラウド型等)

の構成と規格

②（必要に応じて）機器設置場所の検討

ア 機器要件

イ アで想定したサーバの耐用年数と更新の可能性と必要性

**6.1.6 非機能要件**

信頼性、可用性、拡張性、使用性、効率性、セキュリティ要件などのシステムに求められる非機能要件を検討すること。

**6.1.7 周辺設備に必要な能力・規格**

消防本部、消防署所、医療機関において、それぞれの条件に応じて求められる周辺設備の能力・規格を検討すること。

①電源設備

②ネットワーク回線

ア システム各種回線の規格

イ 通信速度

ウ 副回線サービス及びバックアップ回線の規格

**6.1.8 システム切り替え要件**

救急課外部システムへの切替えに際して、下記項目について必要な内容を検討すること。

①並行稼働期間

②問題発生時の切戻し策

**6.1.9 消防指令・情報システム更新時の切り替え要件**

消防指令・情報システムの更新（令和9年度）に際して、下記項目について必要な内容を検討すること。

①並行稼働期間

②問題発生時の対処方法

③消防 OA システムへの傷病者情報、活動記録の反映方法

**6.1.10 システム保守・運用要件**

非機能要件に基づき、必要な保守・運用要件を定めること。

①保守サービス内容項目

②機器点検回数、保守対象設備等のレベルと範囲

**6.1.11 SLA 項目**

Service Level Agreement（以下、SLA という。）について、努力目標型項目および目標保障型項目の検討と、罰則規定について検討すること。

**6.1.12 その他必要な項目**

①情報セキュリティ対策

②総務省消防庁が進めている救急活動 DX 等に関すること

③最新 ICT の導入方策に関すること

## 6.2 情報提供依頼支援

6.1 で策定した基本構想の実現に必要な技術情報及び価格情報について、本市が実施する複数のシステムメーカーに対する RFI (情報提供依頼) を支援すること。

### 6.2.1 情報提供依頼書案の作成

本市が令和6年5月までに実施した RFI (情報招請) 結果が事業費積算書を作成する上で不足があると認めた場合は、再度 RFI を実施するものとし、情報招請情報提供依頼に必要な項目 (業務要件、機能要件、非機能要件、役務要件、スケジュール、SLA 項目等) について、情報提供依頼書案として作成すること。

なお、具体的な情報提供依頼項目及び依頼対象システムメーカーは、本市と受託者が協議して決定する。

### 6.2.2 情報提供依頼に対する質問回答案の作成

RFI (情報招請) を実施する際には、情報提供依頼に応じたシステムメーカーからの質問事項に対する回答案を作成すること。

### 6.2.3 情報提供依頼の回答のまとめ

情報提供依頼で収集した技術情報及び価格情報について、その有効性を評価し、情報提供依頼回答結果報告書を作成し、報告すること。

また、各システムメーカーが提示した技術方式が異なる場合や必要費用が異なる場合は、技術方式に応じた費用が提示されるよう支援すること。

### 6.2.4 基本構想書の修正

情報提供依頼の結果に基づき、システム内での実現が困難又は複数のシステムメーカーが応札不可能な内容について取りまとめ、必要に応じて基本構想書を修正すること。

## 6.3 概算事業費の算定

6.2 に基づき概算事業費の積算を行うこと。

積算にあたっては事業全体を捉え、システム機器費、施工費、整備費用の初期費用に関する概算事業費だけでなく、ランニングコストとしての保守運用費用及び回線利用料、機器の中間更新が必要な場合の費用等、運用に必要な概算事業費も算定すること。算定に際しては、神戸市と調整しながら行う。

なお、算定した概算事業費は報告書にまとめて令和6年7月20日までに提出すること。

また、予算要求にあたり本市デジタル戦略部が実施するシステム調達審査委員会へ図る必要がある。基本的に本市が主体となるが、必要に応じて対応の支援を実施すること。

## 6.4 設計業務支援

6.1 で作成した基本構想書及び 6.2 情報提供依頼の結果に基づき、システムのソ

ソフトウェア設計、ハードウェア設計、ネットワーク設計、機器類設計等の要件を整理し、必要な装置を網羅する調達仕様書案及び保守仕様書案を作成すること。作成に際しては、以下の内容について配慮し、必要な項目を記載すること。

作成した調達仕様書案及び保守仕様書案は、次項に定める意見招請のための調達・保守仕様書案を令和7年3月20日までに、意見招請後の内容を踏まえた完成案を令和7年6月末日までに提出すること。

#### 6.4.1 責任分界点の整理

関係するシステムや事業者と調整し、外部システムの機能・機器等との境界線を明確にした上で、本システムに必要な機能、機器等と網羅する調達仕様書案を作成すること。

#### 6.4.2 競争性の確保

複数のシステムメーカーが応札可能な仕様書案を作成すること。

#### 6.4.3 調達仕様書案の項目

調達仕様書案の項目は、本市が指定する項目を含めることとし、本市と協議の上で決定し作成すること。

#### 6.4.4 調達仕様書案の図面等

調達仕様書案には下記により、必要な図面を作成して添付すること。

①システムを設置する箇所について、本市が提供する図面を活用してシステム構築に必要な電源関係、機器類の設置場所を示す図面を作成すること。なお、必要に応じて、現地調査を行うこと。現地調査を実施する現地調査員は、受託者若しくは5.4に定める再委託先の社員とし、現地調査の実施内容及び留意事項については本市と受託者協議の上で決定する。医療機関の図面については全ての施設のものを作成する必要はなく、汎用図面を作成するに留めてもよい。

②受託者が実施する現地調査等に必要な費用については、受託者が負担すること。

#### 6.4.5 消防指令・情報システムや外部システムに対するインターフェース仕様

システムの対象範囲外となる消防指令・情報システムや外部システムとの連携において、その連携上必要となるインターフェース仕様について、作成を支援すること。

#### 6.4.6 保守仕様

保守仕様書案は、基本構想書に基づく保守条件を網羅するよう策定すること。

#### 6.4.7 修正履歴の管理

調達仕様書案及び保守仕様書案の改版について修正履歴を管理し、改版時は本市に提示すること。

### 6.5 調達に向けた事業費の積算

#### 6.5.1 見積依頼書案の作成

本市がシステムメーカーに対して依頼する見積依頼書の素案を令和6年12月15日までに作成すること。作成にあたっては、システム構築に関する整備費用目途額、施工監理費用目途額を定めるための作業工数を算出し、更新後の保守業務も含め、複数のシステムメーカーからの見積徴取を可能とすること。

#### 6.5.2 事業費積算書の作成

受託者は、本市が複数のシステムメーカーから徴取した見積書に基づき、総合評価落札方式によるシステム構築業務及び保守業務の予定価格設定のための事業費積算を行い、令和7年2月28日までに事業費積算書を作成し、本市に提出すること。なお、見積徴取対象となるシステムメーカーについては、本市と受託者協議の上、決定する。

### 6.6 意見招請支援

#### 6.6.1 意見招請書案の作成

6.4 で作成した調達仕様書案及び保守仕様書案に関する意見招請(以下「RFC」という。)実施のための、意見招請書案を作成すること。なお、意見招請書案は令和7年4月30日までに作成し、本市に提出すること。

#### 6.6.2 質問・意見回答書作成の支援

RFC に対するシステムメーカーからの質問や意見に対する、本市の回答作成業務を支援すること。

#### 6.6.3 調達仕様書案・保守仕様書案の修正

RFC の結果に基づき、必要に応じて調達仕様書案を修正すること。

### 6.7 調達支援及び技術提案評価支援

#### 6.7.1 調達関連書類の作成

総合評価入札における技術提案依頼項目及び評価基準について、神戸市情報システム導入ガイドラインに基づき下記を作成すること。

- ①入札説明書案
- ②落札者選定基準案
- ③提案評価基準案
- ④提案書作成要領案
- ⑤技術評価基準表案

#### 6.7.2 機能実現証明書案の作成

調達仕様書案をベースに、前項の技術提案評価書類を踏まえ、下記項目欄により構成される「機能実現証明書」の素案を作成すること。なお、作成にあたっては、総合評価入札の提案参加システムメーカーに提示し、回答を記入させることを前提とすること。

- ①装置区分

調達仕様書案の記載区分によること。

②要求仕様内容

装置区分ごとの機能仕様、機器仕様及び構造仕様について調達仕様書案の記載内容を転記すること。

③要求レベル（重要度）

要求仕様毎の重要度について、基本構想及び調達仕様書作成の際の検討結果に基づき記載すること。

④実現方法入力欄

各要求仕様に対する実現方法について入力できるようにすること。

⑤実現方法の補足事項記載欄

提案による代替対応の詳細を記載できるようにすること。

### 6.7.3 調達における質問回答支援

総合評価入札に参加を希望するシステムメーカーからの調達仕様書等に関する質問について、本市の回答作成を支援すること。

### 6.7.4 技術提案評価支援

提案評価基準に基づき、入札参加者の提案書評価項目を整理し、具体的な提案評価のポイントについてアドバイスすること。

## 7 打合せ協議及び業務報告

### 7.1 協議の実施

打合せ協議は原則月1回以上実施するものとし、詳細な打ち合わせ内容及び回数については、本市の指示に従うこと。ただし、他の手段の活用により省略できると本市が認める場合はこの限りではない。

### 7.2 協議の方式

原則、本市での対面方式若しくはWeb会議方式とする。ただし、使用するWeb会議システムは本市が認めたものに限定し、ライセンスが必要な場合には受託者の保有するものを使用して受託者からの招待により行うものとする。

### 7.3 協議の記録

議事録は受託者が記録する。また議事録は、5営業日以内に本市に提出し、本市の承認を受けて確定すること。

### 7.4 報告書の作成と提出

業務の履行状況に関する各報告書を、下記の期限までに作成し、本市に提出すること。

#### 7.4.1 月次報告

当月分については翌月10日まで。ただし、各年3月分の月次報告については3月末日まで。

#### 7.4.2 中間報告

各年度の9月末日まで。

#### 7.4.3 年次報告

各年度の3月20日まで。

### 8 成果物の内容

本業務の成果物は概ね下記の通りとし、具体的期日のない納期限期日については、別紙1の全体スケジュール案をもとに、受託者の提案に基づき協議の上、決定する。

なお、記載のない成果物が必要になる場合には、本市と受託者が協議して内容と納期限期日を定める。納品された成果物の完成は、本市と受託者が協議の上で確定する。

#### 8.1 令和6年度成果物

成果物	納品期限
業務実施計画書	契約締結後2週間以内
情報提供（RFI）依頼書案	
情報提供依頼回答結果報告書	
概算事業費積算書	令和6年7月20日
事業費算定用見積条件書案	令和6年12月15日
事業費積算書	令和7年2月28日
システム調達仕様書・保守仕様書案	令和7年3月20日
令和6年度業務分打ち合わせ議事録	7.4記載のとおり
業務報告書（月次・中間・年次）	7.5記載のとおり

#### 8.2 令和7年度成果物

成果物	納品期限
意見招請書案	令和7年4月30日
意見招請に対する意見への回答書案	令和7年5月末
システム調達仕様書・保守仕様書完成案	令和7年6月末
調達関連書類（6.7記載のとおり）	令和7年8月上旬
技術提案評価支援に関する各種資料	
令和7年度業務打ち合わせ議事録	7.4記載のとおり
業務報告書（月次・最終）	7.5記載のとおり

### 9 成果物の提出様式等

#### 9.1 成果物の様式と提出時期

##### 9.1.1 様式

本業務の成果物の様式は原則、電子ファイル（Microsoft Office 系ソフトで加工可能な形式）とし、それ以外での提出の必要が生じた場合は、本市と受託者が

協議して別に定める。

#### 9.1.2 提出時期

完成後随時。

#### 9.1.3 成果物納入場所

神戸市消防局警防部救急課

### 10 資料の提供等

本業務の実施にあたり、必要な資料及びデータの提供は本市が妥当と判断する範囲内で受託者に提供する。なお、受託者は、本市から提供された資料は適切に保管し、システムのセキュリティに係るものの保管は厳格に行うものとする。また、契約終了後は本業務にあたり本市から提供を受けた一切の資料を速やかに本市に返還または破棄すること。

### 11 委託業務の前提条件

委託業務については、本仕様書、公募型プロポーザル実施要領、神戸市情報セキュリティポリシー、神戸市契約規則、関連法令、神戸市委託契約約款に基づいて行う。これらに定めのない事項については、本市と受託者が協議して別に定める。

### 12 費用の負担

この業務に必要な調査費用等は受託者の負担とする。

### 13 後続調達に参加制限

神戸市公告第 948 号（令和元年 11 月 13 日）により受託者（共同企業体の代表者及び構成員、再委託先、再々委託先、「子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 の規定による子会社等をいう）」、「親会社等（同法第 2 条第 4 号の 2 に規定による親会社をいう）」及び「関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 5 項に規定する関連会社をいう）」を含む）は、本業務の対象となる調達（救急課外部システムの構築および運用保守業務）への参加（再委託契約としての参加を含み、機器等の保守事業者としての参加を除く）はできない。

### 14 その他

委託契約は、令和 6 年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行う。予算が成立しない場合には、この募集に基づく契約を締結しない場合がある。